

高岡市 中小企業者 支援情報

令和3年
9月現在



高岡市公式マスコットキャラクター
利長くん 家持くん

産業企画課、商業雇用課、観光交流課、デザイン・工芸センター

Q 市内で新しく事業をしたい。何か支援策はありますか？

A 金融支援、創業や空き店舗活用に対する補助金、空き物件情報の発信などの支援策があります。

創業者支援へGO! 2P

Q 人材育成をしたい。何か支援策はありますか？

A 中小企業大学校やとやま中小企業人材育成カレッジ等が実施する研修等の受講料の支援策があります。

人材育成支援へGO! 3P

Q 従業員の福利厚生を充実させたい。何か支援策はありますか？

A 高岡市勤労者福祉サービスセンターなどの福利厚生を充実させるための支援策があります。

雇用の安定・福利厚生支援へGO! 3P

Q 経営効率を高めたい。何か支援策はありますか？

A デジタル技術の導入を応援する補助金、外部専門家への相談費用を助成する制度、金融支援などがあります。

経営の安定・合理化支援へGO! 4P

Q 技術開発・販路開拓をしたい。何か支援策はありますか？

A 技術開発を応援する補助金、見本市出展やIT活用等による販路開拓を応援する補助金や、金融支援などがあります。

技術開発・販路開拓支援へGO! 5P

Q 高岡の伝統工芸技術を学びたい。何か支援策はありますか？

A 高岡市伝統工芸産業人材養成スクールがあります。

事業承継・技術継承等への支援へGO! 6P

Q 市内に工場を新設したい。何か支援策はありますか？

A 生産性向上特別措置法に基づく優遇措置や金融支援、空き物件情報の発信などの支援策があります。

設備投資促進支援へGO! 7P

詳しくは次ページ以降をご覧ください

創業者支援



(1) 金融支援策

① 一般創業者支援資金

対象：高岡市内で開業予定がある方または開業して3年未満の方

内容：【融資限度額】2,000万円
【融資利率】年1.5%以内 【保証料】市が全額助成

② 女性・若手起業者支援資金

対象：女性または40歳以下の方であって、高岡市内で開業予定がある方または開業して3年未満の方

内容：【融資限度額】700万円
【融資利率】年1.3%以内 【保証料】市が全額助成

③ 新事業展開・第二創業支援資金

対象：市内で新事業（日本標準産業分類小分類が異なる事業）を開始する予定がある方または新事業開始後1年以内の方（新たに会社等を設立し、新事業を実施する方も対象となる場合があります。）※当該事業に要する資金であることが必要です。

内容：【融資限度額】5,000万円※運転資金は1,000万円（1回の申込あたり）
【融資利率】年1.5%以内 【保証料】市が全額助成

④ 市内進出支援資金

対象：次のいずれかに該当すること ①市内に初めて事業所等を設置予定または設置して1年以内であること、②市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があることまたは移転後1年以内であること ※当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得しているまたは取得する予定があることが必要です。

内容：【融資限度額】5,000万円 ※運転資金は2,000万円（1回の申込みあたり）
【融資利率】年1.5%以内 【保証料】市が全額助成

◎お問合せ：産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286

(2) 空き店舗へ出店される方への支援

高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金

対象：市内の中心市街地や観光地周辺、商店街形成区域で賑わいに資するために空き店舗等を活用する中小事業者等

内容：【補助対象経費】改装費等
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】100万円（重点支援区域内の場合）など
※令和3年度に限り、飲食サービス業及び小売業を開業する方への改装費補助の補助率、補助上限額を引き上げています
（補助率）2分の1以内→3分の2以内
（補助上限額）重点支援区域内は50万円を加算、それ以外の区域は25万円を加算

◎お問合せ：商業雇用課 商業振興係 0766-20-1289

(3) 事業用物件情報の発信

空き工場等有効活用事業

市内の遊休事業用不動産を有効活用し企業立地の促進を図るため、ホームページで空き工場、倉庫、事務所、事業用地などの物件情報を提供しています。

◎お問合せ：高岡商工会議所 0766-23-5000 URL <http://www.ccis-takaoka.info/factory/>

(4) ものづくり関連創業に対する補助

高岡市創業・事業承継支援補助金（令和3年度の募集は4月1日(木)から11月30日(火)まで）

対象：製造業、卸売業またはその他の業種で、ものづくりに関連する事業を行う中小企業であり、以下のいずれかに該当する方

- (1) 新たに創業する方、または創業から3年以内の方。
- (2) 事業承継に伴い、新たな取り組みを開始する方、または3年以内に事業承継に伴い、新たな取り組みを開始した方

内容：【補助対象経費】店舗等取得・借入費、改装・改修費、設備費等
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】50万円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

(5) インキュベーション施設の提供

①高岡市SOHO事業者支援オフィス（高岡市御旅屋町1222-2 エルパセオ地階）

- 対象：情報システムの開発及び運用、データ入力処理など、IT（情報技術）を活用した各種サービス事業で
(1)創業する方 (2)創業して3年未満の方 (3)既存企業で新分野を独立させようとする方
- 内容：冷暖房、情報通信環境を整備したオフィススペースを低賃料で提供
【使用料】月額39,600円～44,000円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

(6) 創業者の仕事スペース等の提供

たかおか創業サポート室

- 対象：創業相談者及び創業間もない方
- 内容：創業者支援相談員による支援、仕事やミーティングに使用できる部屋の提供等（利用料は全て無料）

◎お問合せ：高岡商工会議所 創業サポート室 0766-23-5000

人材育成支援

(1) 高岡市持続化人材育成支援補助金（令和3年度の募集は4月1日(木)から11月30日(火)まで）

- 対象：高岡市内の中小企業者
- 内容：次に掲げる人材育成の取り組みで補助対象経費が2万円以上となるものを補助します。
- ア（独）中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校、とやま中小企業人材育成カレッジ、その他公的機関等が実施する研修（オンライン形式による受講を含む）であって、経営者、経営幹部、経営後継者または管理者（組織内の部門を統括・管理する立場にある者）が受講するもの
 - イ（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発センターが実施する在職者向け職業訓練またはその他公的機関が実施する技術指導等
 - ウ その他、市長が適当と認める中小企業等が従業員の能力向上のために企画し、外部人材を講師として実施する研修
- 【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】10万円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

雇用の安定・福利厚生支援

(1) 高岡市の助成金

①障害者継続雇用奨励金

- 対象：国の職場適応訓練費または特定求職者雇用開発助成金の給付対象事業主であり、対象となった市内居住の障害者を常用労働者として、国の助成期間満了後も引き続き12ヶ月雇用し、以後も継続して雇用していること
- 内容：【助成額】1人につき12万円（同一年度内における1事業者の申請上限は4人まで）

②職業訓練生養成奨励金

- 対象：職業訓練校に市内在住の従業員を職業訓練生として入校させた事業主
- 内容：【助成額】1人につき2万円

◎お問合せ：商業雇用課 労政係 0766-20-1297

(2) 高岡市勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生支援

- 対象：中小事業者とその従業員
- 内容：慶弔給付金のほか、各種教室・旅行の開催、各種割引サービスなど、中小事業者が単独ではできない充実した福利厚生を従業員に提供
- 【会費等】入会金：会員1人につき200円 会費：月額600円
※入会金および会費は原則として事業主負担

◎お問合せ：高岡市勤労者福祉サービスセンター 0766-28-1080



経営の安定・合理化支援

(1) 金融支援策

① 小口事業資金

対象：従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人)以下の市内中小企業者
内容：【融資限度額】2,000万円 【融資利率】一般小口枠 年1.8%以内、零細小口枠 年1.75%以内
【保証料】市が全額助成

※NPO法人の場合は原則一般小口枠のみのご利用となります。その場合の従業員数は20人以下(商業・サービス業は5人以下)です。※注：宿泊業・娯楽業であっても5人以下です。

② 経営安定資金

対象：次のいずれかに該当すること ①最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少していること、②最近3か月または直近決算の売上総利益率または営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して3%以上減少していること、③最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること、④倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること

内容：【融資限度額】4,000万円 【融資利率】年1.8%以内 【保証料】市が全額助成

③ 災害対応資金

対象：次のすべてに該当すること ①過去1年以内に市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること、②高岡市が発行した「り災証明書」の交付を受けていること

内容：【融資限度額】2,500万円 【融資利率】年1.6%以内 【保証料】市が全額助成

④ 緊急経営基盤改善資金 (市制度融資の借換)

対象：次のいずれかに該当すること ①最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること、②最近3か月の売上総利益率または営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること

内容：【融資限度額】2,000万円 【融資利率】年1.8%以内 【保証料】市が全額助成

◎お問合せ：産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286

(2) マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を受けた方への利子補給

対象：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに高岡商工会議所または高岡市商工会からマル経融資の推薦を受けた高岡市内の中小企業者

内容：マル経融資に係る利子を2年間、市が全額助成

◎お問合せ：産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286



(3) デジタル技術の導入に関する補助

高岡市産業スマート化事業支援補助金 (令和3年度の募集は4月1日(木)から11月30日(火)まで)

対象：製造業、卸売業等、ものづくりに関連する業種に該当する中小企業で、IoT、AI等のデジタル技術の導入による企業活動の省力化と経営効率の向上を目的とした事業を行う方

内容：【補助対象経費】専門家謝金、ソフトウェア導入費、機器導入費等(機器導入費のみのものは対象外)
【補助率】補助対象経費の2分の1以内 【補助上限額】50万円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

(4) 外部専門家の活用支援策

高岡市中小企業専門家活用支援事業

対象：経営・技術等の改善を図るため中小企業基盤整備機構または富山県新世紀産業機構または高岡商工会議所または高岡市商工会の専門家派遣事業を利用した市内中小事業者

内容：【補助率】講師謝金の相談経費の2分の1以内 【補助上限額】75,000円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

(5) 来街者の受入環境整備に対する支援

高岡市がんばる商店街づくり推進事業費補助金

対象：①商店会に加入している個店、②観光地周辺区域の個店、③商店会または複数の商店会で作る団体、④商店会または観光地の活動を支援する団体(市内)

内容：【補助対象経費】電子マネー・カード決済対応機器導入、フリーWi-Fi整備、掲示物の多言語化など
【補助率】補助対象経費の2分の1以内 【補助上限額】10万円(個店)、30万円(団体)

◎お問合せ：商業雇用課 商業振興係 0766-20-1289

技術開発・販路開拓支援

(1) 金融支援策

ものづくり支援資金

対象：過去2年以内に次のいずれかの補助金（令和2年度までの旧制度含む）の交付を受けていること。

①高岡市ものづくりステップアップ事業支援補助金、②高岡市新時代販路開拓事業支援補助金、③高岡市産業スマート化事業支援補助金、④高岡市県ものづくり研究開発センター活用促進補助金、⑤中小企業庁の「ものづくり補助金」、⑥高岡商工会議所の「産業文化奨励事業」

内容：【融資限度額】5,000万円※運転資金は1,000万円（1回の申込みあたり）【融資利率】年1.5%以内
【保証料】市が全額助成

◎お問合せ：産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286

(2) 技術開発支援策

高岡市ものづくりステップアップ事業支援補助金（令和3年度の第2次募集は9月30日(木)まで）

対象：中小事業者等が行う新技術の適用、地域産業資源の活用または新しい生活様式への適応等が見込まれる新商品の開発とその販売による事業の多角化に関する事業

内容：【補助対象経費】企画・調査費、委託費、原材料費、工具器具・備品費、外注加工費等
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】50万円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

(3) 販路開拓支援策

①高岡市新時代販路開拓事業支援補助金（令和3年度の第2次募集は9月30日(木)まで）

対象：次代に対応した技術及び製品の販路や販売方法の多角化を図るために実施する、見本市等への出展、産業観光、電子商取引の環境構築等

内容：【補助対象経費】会場費（産業観光分は除く）、輸送費（産業観光分は除く）、宣材作成費等
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】国内：30万円（産業観光の取組みの場合は20万円を加算）
国外：50万円

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395



②海外販路開拓出張相談窓口

市内中小事業者の海外販路開拓に対する疑問にお答えするため、ジェットロ富山の貿易アドバイザーによる、海外商談対策、貿易実務に関する相談窓口を高岡市役所に設置します。

時期：主要海外見本市、商談会開催後に一定期間実施。今年度の開催日はお問い合わせください。

場所：高岡市役所4階 産業企画課

◎お問合せ：産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395

③高岡売り込み隊支援事業補助金

県外で行われるイベントに物産販売等のブースを出店して、本市の知名度向上を図るためのPRを行う団体に経費の一部を補助します。

対象：主に高岡市内を拠点として活動している3人以上で構成する団体

内容：【補助対象経費】交通費、宿泊費、出店料、装飾費、運搬費
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】出店日数1日：3万円 2日以上：5万円

◎お問合せ：観光交流課 観光振興係 0766-20-1301

事業承継・技術継承等への支援

(1)金融支援策

事業承継支援資金

- 対 象 : 製造業等を営む中小企業者から事業を承継予定または承継してから3年未満であって、次のいずれかに該当すること。①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に規定する認定を受けていること、②過去2年以内に、中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けていること
- 内 容 : 【融資限度額】5,000万円※運転資金は3,000万円 【融資利率】年1.3%以内
【保証料】市が全額助成

(2)県事業承継特別保証制度を利用した方への保証料補給

- 対 象 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに融資実行される富山県創業・事業承継支援資金融資（事業承継支援枠）の事業承継特別保証制度を利用した高岡市内の中小企業者
- 内 容 : 保証料にかかる事業者負担分を市が助成

◎お問合せ:産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286

(3)事業承継全般に関する補助

◎高岡市創業・事業承継支援補助金【再掲】（令和3年度の募集は4月1日(木)から11月30日(火)まで）

- 対 象 : 製造業、卸売業またはその他の業種で、ものづくりに関連する事業を行う中小企業であり、以下のいずれかに該当する方
- (1)新たに創業する方、または創業から3年以内の方。
 - (2)事業承継に伴い、新たな取り組みを開始する方、または3年以内に事業承継に伴い、新たな取り組みを開始した方
- 内 容 : 【補助対象経費】店舗等取得・借入費、改装・改修費、設備費等
【補助率】補助対象経費の2分の1以内
【補助上限額】50万円

◎お問合せ:産業企画課 新産業創出支援係 0766-20-1395



(4)高岡市伝統工芸産業人材養成スクール

- 対 象 : 高岡市伝統工芸産業の関連業種に従事されている方及び従事を希望される方
- 内 容 : 伝統工芸産業に関わる人材に対して、高岡の優れた金工、漆工の技術・技法の継承及び伝統工芸産業の発展を目的に、伝統工芸技術から3D技術を活用した幅広い実技習得を通して、伝統工芸産業の次代を担う技術者を養成するために実施します。

◎お問合せ:デザイン・工芸センター 0766-62-0520

設備投資促進支援

(1) 金融支援策

設備投資支援資金

対象：事業費が100万円以上で店舗、工場、事務所等の新築、増改築などの中小企業の必要とする設備資金であること。

内容：【融資限度額】5,000万円（土地・建物の取得の場合は1億円） 【融資利率】年1.8%以内
【保証料】市が全額助成

◎お問合せ：産業企画課 総務・金融係 0766-20-1286

(2) 先端設備等導入計画による優遇制度

対象：一定の要件を満たす償却資産（機械装置、測定工具、検査工具、器具備品、建物附属設備、構築物）、事業用家屋であって事前に市長の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得したもの

内容：・固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする
・信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等と別枠での追加保証

◎お問合せ：産業企画課 企業立地推進係 0766-20-1293

(3) 高岡市生産性向上のための設備投資促進補助金（募集期間は4月1日(木)から11月30日(火)まで）

対象：令和3年4月1日以降に高岡市長から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和3年12月31日までに設置が完了、かつ対象経費の支払いが完了する償却資産（機械装置、測定工具、検査工具、器具備品、建物附属設備）

内容：【補助率】補助対象経費の10分の1以内（ただし、市内事業者が製造した設備または市内に本店を有する事業者から購入した設備を取得する場合は5分の1以内）

【補助上限額】50万円

◎お問合せ：産業企画課 企業立地推進係 0766-20-1293

(4) 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

①法人税の軽減措置

対象：総投資額が2,000万円を超え、かつ前事業年度の減価償却費の10%以上であって事前に県知事の承認及び国の先進性の確認を受けた地域経済牽引事業計画に従って取得したもの

内容：法人税の税額控除または特別償却

②地方税の軽減措置

対象：建物、構築物、土地（取得より1年以内に建物着工をしたもののみ）であって取得価額合計が1億円を超え、事前に県知事の承認及び国の先進性の確認を受けた地域経済牽引事業計画に従って取得したもの

内容：・不動産取得税の課税免除 ・固定資産税の課税免除（3年間）

③工場立地法の特例

対象：工場立地特例対象区域（市内13区域）

内容：工場立地特例対象区域における工場立地法の規制の緩和

・緑地面積率20%以上⇒5～15%以上 ・環境施設面積率25%以上⇒10～20%以上

◎お問合せ：産業企画課 企業立地推進係 0766-20-1293



(5) 地域再生法に基づく優遇制度

①法人税の軽減措置

対象：【移転型】東京23区から移転した本社機能施設で総投資額が2,000万円（中小企業は1,000万円）を超え、事前に県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って取得したもの

【拡充型】移転型以外で高岡市内で増床する本社機能施設で総投資額が2,000万円（中小企業は1,000万円）を超え、事前に県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って取得したもの

内容：・設備投資（オフィス）減税または雇用促進税制に基づく法人税の軽減措置

※移転型と拡充型で軽減措置の内容は異なります。

②地方税の軽減措置

対象：【移転型】東京23区から移転した本社機能施設で総投資額が3,800万円（中小企業は1,900万円）を超え、事前に県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って取得したもの

【拡充型】移転型以外の高岡市内で増床する本社機能施設で総投資額が3,800万円（中小企業は1,900万円）を超え、事前に県知事の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って取得したもの

内容：【移転型】・法人事業税の課税免除（3年間） ・不動産取得税の課税免除

・固定資産税の課税免除（3年間）

【拡充型】・不動産取得税の課税軽減（税額1/10）

・固定資産税の課税軽減（税率1.6%⇒1年目0.14%、2年目0.467%、3年目0.933%）

◎お問合せ：産業企画課 企業立地推進係 0766-20-1293

(6) 企業立地助成制度

対象：市内に工場等、産業用施設、物流業務施設、本社機能施設を新・増設した企業

①立地助成金

内容：【要件】投下固定資産額5億円以上かつ新規雇用者が10人（中小企業は3人）以上であること（本社機能施設については、投下固定資産額5,000万円以上かつ新規雇用者が5人以上であること）

【助成額】投下固定資産額の5～10% 【上限額】最大2億円

②物流業務施設立地助成金

内容：【要件】投下固定資産額5億円以上かつ新規雇用者が10人（中小企業は3人）以上であること。

【助成額】投下固定資産額の5%～10% 【上限額】最大2億円

③地域経済牽引事業助成金

ア、通常型

内容：【要件】投下固定資産額1億円（中小企業は5,000万円）以上かつ県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って取得したものであること

【助成額】投下固定資産額の1.5% 【上限額】5,000万円

イ、先端設備取得型

内容：【要件】投下固定資産額5,000万円以上かつ市長の承認を受けた先端設備等導入促進計画に基づく償却資産の取得と連動する設備投資であること

【助成額】投下固定資産額の1.5%（税制優遇処置を受ける先端設備を除く） 【補助上限額】500万円

ウ、事業承継型

内容：【要件】投下固定資産額3,000万円以上であって代表者が交代する事業承継に併せた設備投資であること

【助成額】投下固定資産額の1.5% 【上限額】500万円

④雇用奨励助成金

内容：【要件】新・増設に係る新規雇用者が10人以上

【助成額】高岡市に住所を有する新規雇用者×50万円 【上限額】1億円

◎お問合せ：産業企画課 企業立地推進係 0766-20-1293

(7) 事業用物件情報の発信

空き工場等有効活用事業【再掲 詳細は創業者支援（3）をご覧ください。】

◎お問合せ：高岡商工会議所 0766-23-5000 URL <http://www.ccis-takaoka.info/factory/>



(8) クラフトの台所事業補助金

高岡市内の飲食店または宿泊施設が市内産の食器を購入する際に経費の一部を補助します。

対象：高岡市内で飲食店または宿泊施設を営む方

内容：【補助率】市内産の飲食提供用の食器類の購入に必要な経費の2分の1以内 【補助上限額】10万円

◎お問合せ：観光交流課 観光振興係 0766-20-1301

お問合せ先一覧

高岡市 産業振興部	電話番号	住所
産業企画課 総務・金融係	0766-20-1286	〒933-8601 高岡市広小路7番50号
新産業創出支援係	0766-20-1395	
企業立地推進係	0766-20-1293	
商業雇用課 商業振興係	0766-20-1289	〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階
労政係	0766-20-1297	
観光交流課 観光振興係	0766-20-1301	
デザイン・工芸センター	0766-62-0520	〒933-1119 高岡市オフィスパーク5番地
高岡商工会議所	0766-23-5000	〒933-8610 高岡市丸の内1番40号
高岡市勤労者福祉サービスセンター	0766-28-1080	〒933-0935 高岡市博労本町4番1号